

令和5年第2回定例会 食と観光調査特別委員会での質問と答弁内容

北海道議会議員 北 口 雄 幸

令和5年7月13日(木)開催

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 観光振興を目的とする税の導入について</p> <p>(一) 検討のベースについて</p> <p>私からは観光振興を目的とする税の導入についてお伺いをさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず一つ目には、検討のベースについてです。</p> <p>鈴木知事は、今定例会での私ども会派の代表質問において「中断していた観光振興を目的とする税について、本定例会終了後、速やかに有識者や関係者による懇談会を設置の上、そのあり方や手法に関する検討を再開し、市町村や事業者の皆さまにも検討状況を丁寧に説明しながら、できるだけ早期に道の考え方を取りまとめる」という答弁をされています。</p> <p>そもそも観光振興を目的とする税については、高橋知事時代から有識者や関係者の御意見を伺いながら、導入にむけての検討を進めてきましたが、その時の経済状況や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その検討が中断をされていたというそんな経過があります。</p> <p>そこでお伺いをいたしますが、今定例会後速やかに懇談会を設置し、検討を進めるとしておりますが、その議論のベースは、前回の「(仮称)観光振興税について(たたき台)」となるものなのかをお伺いいたします。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>中断前の検討の取扱いについてであります。前回の懇談会では、道より複数の税額案などを「たたき台」としてお示しし、種々ご議論をいただきまして、課税対象については、宿泊行為に対する税とし、全道一律100円の定額制とすること、課税免除については、宿泊料金による免税点け設けず、修学旅行等の学校行事のみを免税の対象とすること、市町村が宿泊税を導入する場合は、個別に条例を制定の上、使途に見合った税額を設定していただくことが望ましいとのご意見を取りまとめていただきました。</p> <p>新たに設置いたします懇談会では、前回の懇談会でいただいたご意見をベースとしつつ、コロナ禍における社会経済情勢の変化なども踏まえ、望ましい新税のあり方について、改めてご意見をいただく考えでございます。</p>
<p>(二) 導入の目的について</p> <p>検討のベースについては、先に議論をしていたこの「たたき台」をベースにするということでありまして、問題は、私はやはり、その導入に向けた目的だと思います。</p> <p>観光振興税の目的、そして導入にあたっては、ご負担いただく皆様のご理解をいただくことは大変重要なことだという風に思います。</p> <p>そこで伺いますけれども、観光振興税を導入する目的について、改めてお伺いをいたします。</p>	<p>【観光局長兼誘客担当局長】</p> <p>道税導入の目的についてであります。国内外の観光ニーズはますます高度化、多様化しており、本道観光の競争力をより高めていくためには、的確なマーケティングに基づき、戦略的なプロモーションや観光地づくりを一体的に進め、本道のブランドカやサービスの質の向上を図っていくことが重要です。</p> <p>また、胆振東部地震やコロナ禍の経験を踏まえると、不測の事態に伴う影響を最小限に抑えるために必要な施策なども考慮していくことが求められております。</p> <p>こうした新たな行政需要に対応していくためには、これまでの一般財源に加え、新税による安定的な財源を確保することが不可欠であり、ご負担をいただく納税者、事業者の皆様にもご理解をいただ</p>

<p>再（二）導入の目的について</p> <p>今の答弁でいきますと、「道の限られた予算では国内外の新たな観光ニーズに応えることが困難なため、新たな財源を確保して観光サービスの向上を図る」という答弁でありました。私はこの目的をしっかりと確認をしていくこと、まずこれが第一義的に大事なことだと思っています。</p> <p>そこで、確認でありますけれども、観光に関する一般財源は、新たな税の導入以降もしっかり確保するということが良いのでしょうか。さらに、この新たな税は新たな観光ニーズや観光サービス向上のための財源ということを考えると、受益者負担という考え方で良いのか、お伺いをいたします。</p> <p>また、目的、そして負担ということについて質問をさせていただきました。</p> <p>当然、今までも観光振興についての税を道税の中から負担をしていただいている、道民の皆様にも負担をしていただいているという側面があります。ですから、その分については新税ができたからといってその分を減らすということはないと思います。だからこそ、新たな税については新しいサービスをどう提供していくのか、あるいは新しい観光ニーズにどうやって応えていくのか、そのためにしっかりと使っていく、このことが必要だと思いますので、まずはこの点、確認をさせていただきます。</p>	<p>るよう努めてまいります。</p> <p>【観光局長兼誘客担当局長】</p> <p>新税導入の目的についてであります。新たな行政需要や高度化・多様化する観光ニーズに対応していくためには、これまでの一般財源に加えまして、新税による新たな財源を確保することが不可欠であると考えております。</p> <p>また、道としてはこうした高度化・多様化する観光ニーズや新たな行政需要に的確に対応し、本道観光のブランド力やサービスの質の向上を図っていくことが重要と考えておまして、こうした観点から、受益と負担の関係も十分に考慮しながら、税の使途などについて、検討を進めてまいります。</p>
<p>（三）各自治体との協議・調整について</p> <p>そして今後でありますけれども、道が予定している観光振興税は、広域自治体である北海道が新たに徴収しようというわけですから、その徴収対象範囲は全道に及ぶものと認識をしています。</p> <p>導入にあたっての各自治体との協議や調整は、全道 179 市町村と調整するということが理解してもよろしいのでしょうか、お伺いをいたします。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>市町村との調整等についてであります。現在、道内では 14 の市町村で宿泊税の検討が進められており、これらの市町村とは、基礎自治体と広域自治体の役割分担にも留意しながら、税の内容や使途について十分な調整を図っていくことが必要と考えております。</p> <p>このため、これらの市町村には、近く設置いたします懇談会にオブザーバーとして参加をいただくとともに、懇談会と並行しまして、道と市町村による意見交換や調整を行う機会を設けることとしております。</p> <p>また、その他の市町村に対しても、道税に対するご理解を得ていくことが重要と考えており、懇談会での議論をけじめ、道の検討状況を丁寧にフィードバックし、ご意見をいただく機会を設けるなど、必要な対応を行ってまいります。</p>
<p>（四）免税の考え方について</p> <p>免税の考え方についてお伺いをいたします。新た</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>課税免除の対象についてであります。コロナ</p>

<p>な税を導入するわけでありますから、誰にどのように負担していただくかという視点が極めて大切だと思います。</p> <p>そこで、先行で導入している倶知安町では、修学旅行や職場体験などについては、免税の対象としており負担は求めておりません。</p> <p>また、スポーツ合宿やビジネスでの来道など、観光以外でも多くの宿泊者を受け入れている本道において、新たな税をどのように負担していただくか、大きな課題だと思っています。免税の考え方について伺いをいたします。</p> <p>【指摘】</p> <p>学校行事といえば、修学旅行だけではないと思います。今、夏の甲子園に向けての野球の全道大会等を含めてあると思いますから、部活動も含めながら、やはり子どもたちの教育の関係も含めて、どう対応していくのか、このこともしっかりと議論をして欲しいと思います。</p>	<p>禍前の検討においては、道として、教育課程の公益性に配慮し、修学旅行等の学校行事のみを課税免除の対象とする案を当時の懇談会にお示しし、ご了承をいただいております。</p> <p>今後の検討に当たっては、前回の検討をベースにしつつ、新たに設置する懇談会で改めてご議論いただくとともに、新税の検討を進めている市町村とも調整を図りながら、道の考え方を取りまとめまいります。</p>
<p>（五）道民の負担のあり方について</p> <p>次は、やはり道民負担のあり方です。</p> <p>北海道は広大な面積を有する地域であります。また、広域分散型の北海道において、道民が観光以外にも宿泊せざるを得ない状況であり、北海道内での宿泊者の約4割は道民というデータからも、道民の負担のあり方が課題となります。</p> <p>私は、道民は、住民税、道民税で既に応分の負担をしており、間接的に観光関連の負担もしていると思っています。その事を考えると、道民に新たな負担をさらに求めるということになれば、二重課税になるのではないかと思います。道民の負担のあり方、そして道民の免税等についての考え方を伺います。</p>	<p>【観光事業担当課長】</p> <p>道民の皆様への課税についてであります。コロナ禍前の検討においても、宿泊税を導入する場合の道民の皆様への課税の是非については種々ご議論をいただいておりますが、道民の皆様のみを対象に、課税を減免することについては、税の原則である公平性に欠けるとの見解が国から示されており、困難と考えております。</p> <p>このため、宿泊税の導入に当たりましては、道民の皆様を含め納税していただく方々が、そのご負担に見合う便益を享受できる税の使途をお示しするなどし、ご理解を求めていくことが必要と考えてございます。</p>
<p>再（五）道民の負担のあり方について</p> <p>ただ今の答弁では、「道民のみを減免するのは、公平性に欠けるから困難」ということであります。</p> <p>私は、道民負担のあり方について質問したのであって、減免だけをすれという質問ではありません。例えば、減免だけではなく、道民を課税対象から除外するという方法もあるでしょうし、あるいは、道民は非課税とすることも考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>この税の目的でも議論したように、新しい観光ニーズやサービスの向上というそんな視点でいけば、そのサービスを受ける受益者、つまり海外のお客さんや道外から来るお客さん、この方々に限定して負</p>	<p>【観光振興監】</p> <p>道民の皆様への課税についてでございます。</p> <p>先ほど、北口委員からご指摘があった課税対象でございますが、現在検討しております宿泊税、宿泊の行為に係る税ということになっております。宿泊行為を行うのは、国内外の皆様、そして道民の皆様、同じ行為をするわけなので、そのことをもって道民の皆様のみを課税の対象から外すということは、やはり税の原則であります公平性に欠けるというふうに国の見解を得ているところでございます。</p> <p>先ほど申しましたとおり、宿泊税の導入にあたりましては、道民の皆様を含めて、納税をしていただく方々が、そのご負担に見合う便益を享受できる税の</p>

<p>担を求める、このようにすべきではないかと思っております。</p> <p>道民が既に負担している道民税との関係、そして新たな税を負担するということになれば、二重課税というこの視点について、道の見解を求めます。</p> <p>【指摘】</p> <p>ただ今、観光振興監から道民負担の考えについてありましたけども、宿泊をしている行為そのものは皆同じなのだから負担をすべきだという考え方、私はそこはちょっと違うと思います。</p> <p>たまたま宿泊した方に負担をしていただくという、だから私か先に確認したのはその目的なのです。この税を誰がどのように負担をして、そして何のために使うのか、そこがこの観光振興税の目的、そしてその目的を達成するための負担のあり方、これがこれから極めて重要だと思っています。</p> <p>ちなみにお話をさせていただければ、広島県の廿日市市で、宮島訪問税というものが今年の10月からスタートします。ご承知のとおり、宮島は船でしか行けません。ですから、船を利用する皆様方について100円を徴収するということです。</p> <p>しかし、当然、そこにいる島民の皆様やあるいは教育関係者、あるいは医療機関に通う皆様等については対象外にしています。それは、総務省等も含めて、国もその免除なり対象外にすることは適当だと言っているのです。だから私は、この負担のあり方について、これからしっかりと議論をしなければいけません。</p> <p>ようは、目的に向かって、誰がどのように負担をするのか、これは大事な視点なのです。</p> <p>今日はこれ以上この問題について議論しても進まないと思いますから、是非とも今後の課題とさせていただきます。</p>	<p>使途をお示しするなどして、ご理解を求めていくということが必要でないかと考えております。</p>
<p>(五) 導入時期について</p> <p>最後の質問になりますけども、導入時期についてであります。今後新たな税の検討とともに、各自治体との協議や調整、それから、これらの課題をどのようなスケジュールで、どのように行われようとしているのか最後にお伺いをいたします。</p>	<p>【観光振興監】</p> <p>新税の導入についてでございますが、新税の導入に向けては、道民の皆様をはじめ、幅広い事業者の皆様のご理解をいただくことが何より重要と考えており、今後の検討に当たりましては、近く設置をいたします懇談会でのご意見はもとより、幅広い関係者の皆様のご意向などをお聞きしながら、また、関係する市町村とも十分な調整を図りながら、税の使途や内容について丁寧かつスピード感をもって検討を進め、道の考え方をできる限り早期に取りまとめたいと思います。</p>